

### 和解条項

- 第1条 被告は、被告が運営していた別紙サービス目録記載のサービス(以下「TUBEFIRE」と記す。)において、原告らが本件において請求した著作権又は著作隣接権を有するファイルのうちダウンロード可能になっていたものに関し、権利侵害があったことを認める。
- 第2条 被告は、原告らに対し、既に TUBEFIRE の提供を中止していることを確認し、今後も同サービス(名称のいかんに拘わらずこれと実質的に同一のサービスを含む。)を再開しない。
- 第3条 被告が第1条及び第2条の確約をしたことに鑑み、原告らは、被告に対し、本件に関し損害賠償を請求しない。
- 第4条 原告らは、被告に対して権利侵害が生じている旨の通知等を一切することなく、本件訴訟を提起した事実を認める。
- 第5条 原告ら及び被告は、本件に関し、互いに誹謗中傷しない。
- 第6条 原告らはその余の請求を放棄する。
- 第7条 原告ら及び被告は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、原告らと被告との間に何ら債権債務が存しないことを相互に確認する。
- 第8条 訴訟費用は各自の負担とする。

---

別紙

### サービス目録

「TUBEFIRE (チューブファイア)」との名称を用いてインターネットを通じて提供されていた、「YouTube (ユーチューブ)」上に存在するコンテンツについて、ファイル形式を変換して利用者取得させるサービス